

解いて覚える 横断整理

問題演習を通じて横断整理表をマスター！ 類似・共通項目の横断整理で知識の精度を上げましょう！

社会保険労務士
北村 庄吾
(ブレイン社会保険労務士法人 代表社員)



科目ごとの学習では問題なく覚えていたことも、他の科目の学習が進み、時間が経つと混乱してくるものです。社労士試験では、うろ覚えの知識では何の役にも立ちません。そこで効果的であるのが横断整理学習です。横断整理表と確認問題で、曖昧な知識を正確なものにしていきましょう。

1 任意適用事業

ほぼ毎年のように出題される頻出項目です。社会保険制度は強制加入が原則であるため、例外の任意加入が問われるのです。4つの法律が関係しますから、まさに横断整理に向けた論点ともいえます。

加入と脱退の条件の違いを意識しながら学習することが大切です。労災保険法、雇用保険法では、労働者の希望があれば、事業主に加入義務が生じる一方、健康保険法、厚生年金保険法では、被保険者となるべき者が希望しても事業主に加入義務は生じないことに注意しましょう。

横断整理表

		労災	雇用	健保	厚年
加入	事業主	○	+ 1 / 2 以上 同意	+ 1 / 2 以上 同意	+ 1 / 2 以上 同意
	被保険者※	過半数希望 →義務	1 / 2 以上希望 →義務	×	×
脱退	事業主	過半数同意 + 1 年以上経過	3 / 4 以上 同意	3 / 4 以上 同意	3 / 4 以上 同意
	被保険者	×	×	×	×

※ 労災保険は労働者

労災保険では、保険料は全額事業主負担です。これに対して、厚生年金保険や健康保険は保険料の半額を被保険者が負担します。このような保険料負担の違いも加入と脱退の条件に大きく影響していると考えられます。

確認問題

- 【問1】 労災保険の適用事業が、使用労働者数の減少により、労災保険暫定任意適用事業に該当するに至ったときは、その日に、その事業につき所轄都道府県労働局長による任意加入の認可があったものとみなされる。
- 【問2】 雇用保険の暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者の2分の1以上の同意を得なければ任意加入の申請を行うことはできず、また、その事業に使用される労働者の2分の1以上が希望するときは、任意加入の申請を行わなければならない。なお、任意加入の申請をしなかった事業主には罰則の規定は適用されない。
- 【問3】 健康保険法では、任意適用事業所において被保険者の4分の3以上の申出があった場合、事業主は当該事業所を適用事業所でなくするための認可の申請をしなければならない。
- 【問4】 厚生年金保険法第6条第3項に定める任意適用事業所となる認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（同法第12条の規定により適用除外となる者を除く。）の3分の2以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。
- 【問5】 厚生年金保険法において、任意適用事業所を適用事業所でなくするための認可を受けようとするときは、当該事業所に使用される者の3分の2以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請することとされている。なお、当該事業所には厚生年金保険法第12条各号のいずれかに該当し、適用除外となる者又は特定4分の3未満短時間労働者に該当する者はいないものとする。

解答・解説

- 【問1】 × 整備法5条3項（出題 徴収法（労災）平成29年－問9－B）
「その日」ではなく「その翌日」に、任意加入の認可があったものとみなされる。この場合、事業主が何ら手続をすることなく、引き続き保険関係は成立する。
- 【問2】 × 雇用法附則2条（出題 雇用法平成15年－問1－D改）
任意加入申請をしなかった事業主には罰則の規定が適用される（6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）。なお、労災保険については、罰則の適用がない。
- 【問3】 × 健保法33条（出題 健保法令和2年－問10－C）
被保険者の4分の3以上が任意適用事業所の取消しを希望しても、事業主に当該申請を行う義務はない。
- 【問4】 × 厚年法6条3項・4項（出題 厚年法平成25年－問5－A）
「3分の2以上」ではなく、「2分の1以上」である。